

【一般財形】

2020年4月1日を効力発生日として、勤労者財産形成貯蓄約款を下記のとおり変更します。

1. 新旧対照表

(変更箇所は、下線部)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）とSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）にもとづく勤労者財産形成貯蓄（以下「財形貯蓄」といいます。）にかかる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の買付け等に関する取決めです。</p> <p>当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成貯蓄契約」（以下「財形貯蓄契約」といいます。）を申込者と締結します。</p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）とSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の勤労者財産形成促進法にもとづく勤労者財産形成貯蓄（以下「財形貯蓄」といいます。）にかかる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の買付け等に関するとりきめです。</p> <p>当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成貯蓄契約」（以下「財形貯蓄契約」といいます。）を申込者と締結します。</p>
<p>第3条 (財形貯蓄契約および申込方法)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 申込者は、所定の「財産形成貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に買付けを希望する申込コースその他必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを申込者の事業主または財形法第14条第2項に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社に提出することによって財形貯蓄契約を申込むものとします。</p> <p>3. ～4. (省略)</p>	<p>第3条 (財形貯蓄契約および申込方法)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 申込者は、所定の「財産形成貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に買付けを希望する申込コースその他必要事項を記入のうえ署名、捺印し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条の2に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって財形貯蓄契約を申込むものとします。</p> <p>3. ～4. (省略)</p>
<p>第4条 (金銭の払込み)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2)払込金が事業主より拋出された金員である場合は、事業主等と当社との間における覚書にもとづいて事業主等が当社に払込みます。</u></p> <p><u>(3)～(6) (省略)</u></p> <p>2. (省略)</p>	<p>第4条 (金銭の払込み)</p> <p>(省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(2)～(5) (省略)</u></p> <p>2. (省略)</p>
<p>第7条 (受益権の売却または口座残金の返還)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、前項の請求にかかる受益権の売却代金または口座残金については、あらかじめ指定された方法により申込者に返還します。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>第7条 (受益権の売却または口座残金の返還)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項の請求は、届出印の押捺された所定の用紙によって行うものとし、当社は、当該請求にかかる受益権の売却代金または口座残金については、あらかじめ指定された方法により申込者に返還します。</p> <p>3. (省略)</p>
<p>第8条 (解約)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1)申込者から所定の手続きにより解約の申し出があったとき。</p> <p>(2)(3) (省略)</p> <p>2. 当社は、財形貯蓄契約にもとづく申込者の払込開始から3年経過したのち、引き続き1年を超えて申込者の払込金のない契約については、これを解約できるものとします。ただし、前回買付けの日から1年以内に受益権の収益分配金によって指定された受益権の買付けができる場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 前2項の規定により財形貯蓄契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく受益権を売却し、その代金と口座残金を合わせて申込者に返還、公社債投信累積投資口への振替えまたは預替え先の財形貯蓄取扱機関に移管します。</p>	<p>第8条 (解約)</p> <p>(省略)</p> <p>(1)申込者から解約の申し出があったとき。</p> <p>(2)(3) (省略)</p> <p>2. 当社は、財形貯蓄契約にもとづく払込開始後、3年経過したのち、引き続き1年をこえて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、前回買付けの日から1ヶ月以内に受益権の収益分配金によって指定された受益権の買付けができる場合は、この限りではありません。</p> <p>3. この契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく受益権を売却し、その代金と口座残金を合わせて申込者に返還、公社債投信累積投資口への振替えまたは預替え先の財形貯蓄取扱機関に移管します。</p>
<p>第9条 (申込事項の変更)</p> <p>1. 申込者は、申込書等の記載事項を変更しようとする場合は、事業主等を通じて所定の様式により遅滞なく当社に届出いただきます。</p> <p>2. 申込者が死亡したときは、遅滞なくその旨を当社に届</p>	<p>第9条 (申込事項の変更)</p> <p>申込者は、積立額、住所、氏名、申込書等の記載事項に変更があったときは、事業主等を通じて所定の様式により遅滞なく扱店に届出いただきます。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

新	旧
<p>出ていただきます。</p> <p>3. 前2項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</p>	<p>2. 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</p>
<p>第10条（取引および残高の通知）</p> <p>当社は、<u>金融商品取引法その他の法令諸規則の規則に従い、財形貯蓄契約にもとづく申込者の取引および残高の通知を行うものとし</u>ます。ただし、これらは事業主等を経由して通知を行うことがあります。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第10条（取引および残高の通知）</p> <p>当社は、<u>財形貯蓄契約にもとづく申込者への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとし</u>ます。ただし、これらは事業主等を経由して行うことがあります。</p> <p>(1) 買付けの取引明細</p> <p>当社は、<u>6ヵ月に1回以上、期間中の買付明細、買付合計金額および買付合計口数等を記載した取引通知書により通知</u>します。</p> <p><u>ただし、事業主等から特に申し出があった場合は、買付けのつど通知</u>します。</p> <p>なお、<u>6ヵ月に1回以上作成する書面には、当該期間中の売却明細についても記載するものとし</u>ます。</p> <p>(2) 売却の取引明細</p> <p>当社は、<u>売却の明細については、約定成立後、遅滞なく申込者に返還計算報告書を交付</u>します。</p> <p>(3) 残高明細</p> <p>当社は、<u>財形貯蓄契約にもとづく口座にかかる残高につい</u>て、<u>1年に1回以上、申込者に書面により通知</u>します。</p>
<p>第11条（この約款の変更）</p> <p><u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもと</u>づき改定されることがあります。当社は、<u>同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知</u>します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第11条（この約款の変更）</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されること</u>があります。</p> <p>2. 当社は、この約款の改訂の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者にあらたな義務を課すこととなる場合には、その改訂事項を申込者に通知いたします。ただし、改訂の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3. 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までに申込者からの異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>

2. 上記新旧対照表記載以外の形式的な変更

(変更箇所は、下線部)

変更後の約款における該当箇所	新	旧
第2条、第4条、第5条、第6条、第12条	<u>1.</u> . . . .	第1項の冒頭にアラビア数字の表記なし
第2条第1項、同条第2項第3号ハ	<u>財形法</u>	<u>勤労者財産形成促進法</u>
第2条第2項柱書、同項第3号ニ、同号ホ	<u>財形法</u>	<u>同法</u>
第2条第2項第3号	<u>イ、ロ、ハ、ニ、ホ。</u>	<u>①、②、③、④、⑤</u>
第2条第2項第3号ロ	. . .に限る。 <u>)</u> . . .	. . .に限る) . . .
第2条第2項第3号ハからホまで、第4条第1項	. . .といひます。 <u>)</u> . . .	. . .といひます) . . .
第3条第4項	. . .第2項 . . .	. . .本条第2項 . . .
第4条第1項第1号、同項第3号から第6号まで	<u>当社</u>	<u>扱店</u>
第6条第1項	<u>社債、株式等の振替に関する法律にもとづく</u>	<u>社債等の振替に関する法律に基づく</u>
第7条第3項	<u>その代金を申込者に返還する</u>	<u>その代金を返還する</u>
第12条第2項第3号	<u>取引または受益権の売却代金もしくは</u>	<u>買付けもしくは受益権の売却代金または</u>

以上